

第一種奨学金『返還方式変更届』についての注意事項

<定額返還方式 → 所得連動返還方式>の場合

- 平成 29 年度以降に採用された第一種奨学金のみ、変更できます。
- 貸与中及び貸与終了後ともに変更ができます。
- 本様式は、機関保証選択者のみ使用することができます。
- 人的保証選択者が所得連動方式への変更を希望する場合は、
提出する書類は異なりますので、豊中学生センターにお問い合わせください。

この場合、機関保証制度への変更が必要です。その際、貸与始期から

現在までの保証料の一括での支払いが必要となります。
- 個人番号(マイナンバー)の提出が必要です。

<所得連動返還方式 → 定額返還方式>

- 貸与中のみ変更できます。(貸与終了後は変更できません。)
- 返還方法を定額返還方式に変更した場合でも、人的保証に変更することは

できません。